

別紙

諮問第1530号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「精神医療審査会が平成30年4月～令和2年3月までに審査した退院請求審査及び処遇改善請求審査のうち、「退院を認める」または「処遇は不適當」とした案件の文書（メモやメールを含む）一切 <文書例>入院者及び家族からの請求内容が分かるもの、病院管理者からの意見書、医療委員や保健福祉委員、法律委員から意見聴取した際の内容が分かるもの、精神医療審査会の審査内容が分かるもの、審査結果内容が分かるものなど」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年7月13日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、別表1に掲げる対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）のうち、条例7条2号、4号及び6号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年10月1日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年12月24日に実施機関から理由説明書を収受し、令和4年6月17日（第229回第二部会）から同年7月22日（第230回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 東京都精神医療審査会について

東京都精神医療審査会（以下「都精医審査会」という。）は、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護の確保に向け、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について専門的かつ独立的に審査を行うため、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）12条の規定により設置された機関である。

都精医審査会は、その下に八つの合議体を設置し、精神科病院に入院中の者又はその家族等から、退院又は処遇改善の請求（以下「退院等の請求」という。）を受けた場合、その入院の必要があるか、また、その処遇が適当であるかを審査することとされ、会長以下の委員名は非公表としている。

イ 退院等の請求について

法38条の4は「精神科病院に入院中の者又はその家族等…は、…都道府県知事に対し、当該入院中の者を退院させ、又は精神科病院の管理者に対し、その者を退院させることを命じ、若しくはその者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命じることを求めることができる。」と規定する。

さらに、法38条の5第1項は「都道府県知事は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を精神医療審査会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。」とするとともに、同条2項は「精神医療審査会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る者について、その入院の必要があるかどうか、又はその処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を都道府県知事に通知しなければならない。」と規定している。

ウ 本件対象公文書に係る非開示部分の非開示情報該当性について

(ア) 本件一部開示決定に関し、審査請求人は、本件対象公文書のうち退院請求及び処遇改善請求を受け付けた日付、審査会の日付並びに処分を決定した日付が非開示であると都精医審査会が適切に運営されているか分からず、また、ほかの個人情報非開示となっている中、「個人を識別することができるものであるため」という理由で当該日付が非開示となることに疑義がある旨主張する。

これに対し実施機関は、当該日付と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなると説明する。

これについて審査会で検討するに、本件対象公文書は、法38条の4の規定に基づき退院等の請求を受け、その審査結果に至るまでの過程における連絡、報告等に係るものであることが認められた。そして、本件対象公文書から特定の個人を識別することができることとなった場合、当該個人の精神科に係る病歴や入院歴が公になるから、開示、非開示の判断においては、慎重な対応が求められる。

また、審査会が事務局をして実施機関に確認させたところ、個々の精神科病院によって情報公開の取扱いが異なっており、精神科病院が開示した情報と実施機関が公にした情報とが突合され、個人が識別された事例が過去にあったことから、より慎重な対応が必要であるとのことであった。

(イ) ここで別表2に掲げる本件非開示情報を見分するに、審査請求人が非開示とされていることの妥当性に疑義を呈している処理経過年月日、請求年月日、受理年月日、施行年月日、收受年月日、送付年月日、届出日、報告日、意見聴取日、審査日等の日付は、これを公にすると、その日付の前後における入院中の者、退院等の請求を行った者、精神科病院、実施機関、都精医審査会等の状況によっては、入院中の者を含む退院等の請求に係る者を推認させることとなることから、条例7条2号本文に該当すると認められ、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないため、非開示が妥当である。

その余の部分についても、審査会が見分したところ、本件対象公文書中の非開示箇所には不自然、不合理な点は認められないことから、非開示が妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子

別表1 本件対象公文書

1	相談等対応簿
2	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の4の規定による退院等の請求受理について【受理原議】
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の5第3項の規定に基づく退院等の請求による意見聴取の実施について（通知）【意見聴取原議】
4	意見聴取事務連絡
5	退院等の請求に関する審査書
6	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3の規定に基づく定期の報告等の審査及び同法第38条の5の規定に基づく退院等の請求の審査について（依頼）【開催原議】
7	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の3の規定による定期の報告等の審査及び同法第38条の5の規定による退院等の請求の審査結果について（報告）【報告原議】
8	東京都精神医療審査会要旨

別表2 本件非開示情報

本件対象公文書	本件非開示情報	非開示理由（条例7条該当号）
1	報告合議体名 相談年月日 氏名 意見書送付日 対応年月日 入院年月日 入院に至るまでの経緯及び入院してからの経過について 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
2	文書番号 処理経過年月日 先方の文書、收受日 公印照合・押印日 請求年月日 受理年月日 施行年月日 收受年月日 送付年月日 委任年月日 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	代理人印影 請求者印影	印影の偽造等による犯罪を防止するため（4号）
3	決定権者（審査会会長）印影	印影の偽造等による犯罪を防止するため（4号）、公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
〃	意見聴取に当たる委員 立会者名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	審査会会長氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）、公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
〃	文書番号 処理経過年月日 意見聴取予定日時 審査会開催日 施行年月日 意見聴取日 收受日 届出日 報告日 同意日 記憶に係る日付、氏名等 本報告に係る診察年月日 診察日 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	病院管理者印影 主治医印影	印影の偽造等による犯罪を防止するため（4号）

	同意者印影	
〃	重大な問題行動 現在の精神症状 診察時の特記事項 行政庁における記載欄	公にすることにより、都の機関の事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
4	施行年月日 請求日 請求者氏名 意見聴取日 審査会日 連絡等締切日 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	審査場所	公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
5	請求者情報 患者情報 報告年月日	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	現在の精神症状 問題行動等 審査会事務局における記載欄等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）、公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
6	文書番号 処理経過年月日 公印照合・押印日 審査日 施行年月日 請求年月日、受理年月日 入院年月日、入院形態 意見聴取年月日 提出日 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	審査場所	公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
〃	担当合議体の長の氏名 立会者名 委員名 処理期間 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）、公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
〃	代理人印影	印影の偽造等による犯罪を防止するため（4号）
7	文書番号 処理経過年月日 先方の文書情報、收受日 依頼日 施行年月日 審査日 請求年月日 入院年月日 等	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	審査会会長印影	印影の偽造等による犯罪を防止するため（4号）
〃	審査会会長氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）、公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
8	作成年月日 開催日	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）
〃	場所	公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）
〃	出席者氏名 事務局担当者氏名	個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため（2号）、公にすることにより、退院等の請求に対する審査事業の実施において、適正な遂行に支障を及ぼすため（6号）